

令和5年度 特殊詐欺防止機能付き機器 購入補助金のご案内

矢掛町では特殊詐欺被害防止のため、**特殊詐欺
防止機能をもった電話機等の購入に対して
補助金を交付します。**



◆補助金の額 購入金額の2分の1 (上限5,000円)

※補助金の交付は世帯に1回のみです。

◆補助対象者

次の条件全てを満たす人が対象

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 機器購入時点で同一世帯に65歳以上の人がある
- (3) 同一世帯の人全員が町税・その他の町への納付金に滞納がない



◆対象機器

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機または、
固定電話機に接続して使用する機器**

(令和5年4月から令和6年3月末までに**町内の事業所で**購入したものに限りします。)

- (1) 登録していない番号からの着信に対して注意を促す機能がある
- (2) 着信相手に通話を録音することを自動で伝える機能があり、あわせて通話の内容を自動で録音する機能がある

◆申請の期限

令和6年3月29日(金)まで

※申請状況によっては、期限前に締め切ることがあります。

◆申請方法

- ・補助金の交付を希望する場合は、役場町民課まで必要書類をそろえて申請書を提出してください。
(申請書、機器の機能がわかるカタログ等の写し、販売証明書等)
- ・申請は補助対象品を購入後、“事後申請”となります。

◆お問い合わせ先

矢掛町役場 町民課 住民生活係 電話：82-1011